

島原本広第333号  
平成25年9月27日

島根県知事 溝口善兵衛様

中国電力株式会社  
常務取締役 島根原子力本部  
本部長 古林行雄

島根原子力発電所 長期保守管理方針の策定について

原子炉施設保安規定に定める長期保守管理方針について、添付のとおり策定し、本日、原子力規制委員会へ変更認可申請を提出いたしましたので、島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定第8条第1項(8)に基づきご連絡いたします。

添付資料

1号炉 長期保守管理方針

以上

1号炉 長期保守管理方針<sup>※1</sup> (始期：平成26年3月29日，適用期間：10年間)

| No | 保守管理の項目   | 実施時期 <sup>※2</sup> |
|----|---|--------------------|
| 1  | 配管（地中埋設部）*の外面については，代表箇所を目視点検等，適切な保全内容を検討し実施する。<br>*：原子炉補機海水系<br>タービン補機海水系 | 中長期                |

※1：冷温停止状態が維持されることを前提とした評価から抽出したもの

※2：実施時期における中長期とは平成26年3月29日から10年間をいう。